

滋賀県再犯防止推進計画にかかる検討経過等について

1. 検討経過

平成 30 年 2 月 2 日	滋賀県社会福祉審議会に協議
5 月 25 日	滋賀県社会福祉審議会に諮問
7～9 月	県内福祉事業所等 33 か所を訪問して聞き取り調査
7 月 17 日	第 1 回 再犯防止推進計画検討専門分科会 (1) 専門分科会長の選出について (2) 滋賀県再犯防止推進計画の骨子案について
9 月 18 日	第 2 回 再犯防止推進計画検討専門分科会 滋賀県再犯防止推進計画の骨子案等について
10 月上旬	県内全ての保護司会（9 保護区）を訪問して聞き取り調査
10 月 18 日	滋賀県再犯防止推進会議（19 機関・団体、43 人参加） (1) 滋賀県再犯防止モデル事業の取組等について (2) 滋賀県再犯防止推進計画の検討状況について (3) 情報提供・意見交換
10 月 30 日	第 3 回 再犯防止推進計画検討専門分科会 滋賀県再犯防止推進計画の素案について
11 月 8～15 日	庁内各課意見照会（病院事業庁、教育委員会、警察本部含む）

2. 聞き取り調査における主な意見

- (1) 支援に繋がらなかったケース、気になるケースのフォローの仕組み
 - (2) 他分野と議論する場、分野を超えての情報共有
 - (3) 支援者が困った時に相談できる窓口、「しんどい」と言える場や機会の提供
- 【聞き取りした機関・団体など】

①社会福祉協議会	②救護施設	③ホームレス支援団体	④県人権センター	⑤地域総合センター	⑥地域包括支援センター
⑦障害者基幹相談支援事業所	⑧障害福祉サービス事業所	⑨働き・暮らし応援センター	⑩発達障害者支援センター	⑪高次脳機能障害支援センター	⑫精神障害者生活訓練施設
⑬依存症回復支援施設	⑭子ども家庭相談センター	⑮青少年立ち直り支援センター「あすくる」	⑯自立援助ホーム	⑰母子生活支援施設	⑱高等学校
⑲国際協会	⑳診療所	㉑おうみ犯罪被害者支援センター	㉒法テラス	㉓民生委員	㉔保護司会
㉕生活保護・生活困窮者自立相談支援機関					

3. 再犯防止推進計画検討専門分科会における主な意見

(基本方針)

- 基本方針の中に犯罪被害者のことが含まれていることは評価できる。

(連携強化)

- ネットワークの中で支援する場合、地域の役割が不可欠。
- 全県のサポート体制とか、圏域毎、地域毎の体制を具体的にどのような体制をとるか整理が必要。
- 多機関連携が上手くいっている子ども・若者支援地域協議会のような地域の会議と圏域の再犯防止推進会議をうまく連携させる必要がある。
- 圏域毎の特殊性を踏まえ、関係情報を交換しながら支援の枠組みを作る必要がある。
- 子ども・若者支援地域協議会でしている事例検討などが勉強会の場になっており、このような場の活用を検討してほしい。
- 生活困窮者自立支援の分野との連携

(効果的な支援)

- 一番いけないというのは本人を孤立させること。
- 家族も孤立しないよう、地域のどこかでつながる仕組みづくりが必要。

(就労の確保)

- 犯罪や非行をした人を雇用して困ったことがあった場合、どこに相談してよいかわからない。
- 協力雇用主に登録した人の実雇用が進むよう丁寧な説明と工夫が必要。

(住まい)

- 住居の確保とその保証人の制度を一層進める必要がある。

(保健医療・福祉サービス)

- 高次脳機能障害と犯罪という関係性も重要な視点。
- 薬物依存のある人を受け入れる病院が1つしかなく、もっと増やす必要がある。
- 自助グループとの連携

(非行防止)

- 犯罪や非行をした人は、かつては虐待をされているような被害者であったケースもある。
- 小学校、中学校の早い段階から、様々な理由で生きづらさを抱える人の事情を理解し、つながりを作っておくと、その後つながりやすくもなる。

(広報・啓発活動)

- 他人事から自分の事として、広く県民の関心と理解を醸成することが重要。

4. 今後の予定

12月中旬	滋賀県議会厚生・産業常任委員会に報告（原案）
12月～平成31年1月	（常任委員会に報告後）県民政策コメントの実施
平成31年3月	滋賀県議会厚生・産業常任委員会に報告（案）
〃	計画策定